

平成 24 年 3 月 23 日

**「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の  
在り方に関する検討会」ヒアリング項目に対する意見**

新宿区長 中山弘子

- 1 消費者庁、消費者委員会の現在までの消費者行政の取組みの評価について
  - (1) 消費者にとって便利でわかりやすい
  - (2) 消費者・生活者がメリットを十分実感できる
  - (3) 迅速な対応
  - (4) 専門性の確保
  - (5) 透明性の確保
  - (6) 効率性の確保
  
- 2 国民生活センターの各機能の国への移管にあたり強化すべき点、留意すべき点について
  
- 3 (1) 消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方として何が求められるか
  - (2) 特に、国民生活センターの機能を担う国における具体的な組織について、どうあるべきと考えるか

以上のヒアリング項目について、元消費者行政推進会議委員として消費者行政推進会議での議論に照らし、また東京都で消費者行政に携わっていた者（元東京都生活文化局消費生活部長）として、さらに基礎自治体の長・新宿区長としてどう考えているか、総合的に意見を述べたい。

- 消費者庁及び消費者委員会の設置は、各省庁縦割りになっている消費者行政を消費者の視点から一元的に推進する組織、司令塔の創設として、地方消費者行政関係者をはじめ、多くの関係者に期待を持って迎えられた。

それは、消費者庁と消費者委員会、国民生活センターが十分に連携し、地方消費者行政の支援・活性化を図るとともに、消費者の声を真摯に受け止め、消費者問題、消費者被害の解決にむけて取り組む新組織の誕生と考えられたことによっている。

こうした観点等から消費者行政体制のあり方として、以下の点が重要と考える。

- 1 消費者庁及び消費者委員会、国民生活センターは、一体となって国における消費者行政の司令塔機能等を果たすべきである。
  - ―司令塔機能、監視機能は一体不可分、現場感覚の必要性
- 2 消費者庁等の充実のため、他省庁からの出向等の人員体制から可能な限り早期に中核となるプロパー職員の確保・育成が必要である。
- 3 法執行機関への相談・あっせん部門の移管・一元化への懸念や、国でADRを行う場合の法執行権限との関係に対する懸念については、東京都における生活文化局消費生活部下の消費生活総合センターでの取り組みが十分参考にできる。
- 4 消費者行政の充実のためには、地方自治体との緊密な協力・連携が必要
  - ―消費生活センターの強化充実を前提とした全国ネットワークの充実
  - ―国民生活センターの支援連携機能の充実
- 5 厳しい財政状況の中、市区町村における消費者行政の施策優先度は高いとは言えない。そうした中で基礎自治体において一定の消費者行政のレベルを確保していくためには、国における一体化した消費者行政の司令塔等の機能と地方の現場からの消費者の声が届く連携・協力のネットワークの創出がカギとなる。